

身体障害者手帳

障がいのあるかたが各種の援護や制度上の便宜を受けるために必要な手帳です。

対象になる方

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、能源性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸機能、ぼうこう、直腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に一定以上の障がいがあるかたに交付されます。

状態により細かい要件があるため、まずは医師へ確認してみましょう。

手帳交付

申請に必要なもの

1. 身体障害者手帳交付申請書
2. 指定医師の診断書・意見書
3. 本人の写真（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身・脱帽で正面を向いて写したもの）1枚
4. 印鑑(本人の認印)
5. マイナンバーカード等、身元確認のための書類

申請の窓口

お住いの市町村の障害者福祉担当窓口へ上記書類を提出してください。

援護等の内容

医療費負担の軽減、税金の控除または減免、補装用具購入費の助成または支給、公共交通機関など各種運賃や通行料の割引、郵便料金、NHK受信料、公共施設入館料など一部公共料金の免除または無償化など、障がいの程度（等級）等により受けられる支援やサービスの内容は異なります。



ワンポイントアドバイス

65歳未満の1・2・3級（3級は心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障がいに限る）に該当するかたは、『重度心身障害者医療費助成』の対象となり、保険診療にかかる医療費の自己負担額の一部が助成されます。

- 市町村民税課税世帯のかたは1割の負担（ひと月：外来18000円、入院57600円上限）
- 非課税世帯のかたは負担なし

市町村の医療費助成窓口へ申請し受給者証を取得してください。